

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	専用水道の布設工事着手前の確認		
根 拠 法 令 名	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	（条項） 第 32 条	
基 準 法 令 名	水道法（昭和 32 年法律第 177 号） 水道施設の技術的基準を定める省令 （平成 12 年厚生省令第 15 号）	（条項） 第 5 条 （条項） 第 1 条～第 8 条	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	3 0 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 [専用水道布設工事の確認基準] 専用水道の布設工事着手前の確認は、水道法第 5 条の規定による施設基準及び水道施設の技術的基準を定める省令に定める要件に適合することを基準とする。			

参考

[根拠法令]

《水道法》

(確認)

第 32 条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第 5 条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

[基準法令]

《水道法》

(施設基準)

第 5 条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - (2) 貯水施設は、喝水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

《水道施設の技術的基準を定める省令》

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 5 条第 4 項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令を次のように定める。

第 1 条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 2 条 取水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 3 条 貯水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 4 条 導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 5 条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 6 条 送水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 7 条 配水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(以下、略。)

第 8 条 水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない。

(以下、略。)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。